

熊谷市農業委員会
第17回総会議事録

令和7年12月26日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第17回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年12月26日(金)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和7年12月26日(金)午後2時45分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 42名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	欠	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	16	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	17	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	18	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	19	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	20	出	長谷川 隼男
7		(欠員)	21	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	22	出	青木 大輔
9	欠	東 幸好	23	出	川田 雄一
10	出	漆原 秋夫	24	欠	原田 知子
11	出	栗原 加津男	25	欠	若山 美奈子
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	石平 伸一	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)
- 報告事項(5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第17回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。</p>
夏目会長	<p>(夏目会長挨拶)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中24名でございます。</p>
議 長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいますでしょうか。</p>
	<p>(議長一任の声あり)</p>
	<p>議長一任の声がありました。</p> <p>それでは、議事録署名委員につきましては、</p> <p>15番 権田委員、</p> <p>17番 関根委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)</p>
	<p>以上、5議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議とし</p>

<p>議 長</p>	<p>(○○委員 入室)</p> <p>次に、ただいま審議いたしました議案番号3から5まで以外の案件につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の議案番号3から5まで以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書は4頁、議案書資料は3頁を御覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、「自己用住宅の敷地拡張」が1件、「貸家の敷地拡張」が1件、の計2件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>それではまず、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号1については、申請者が○○委員でありますため、○○委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号における議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

事務局	<p>ナのような蓄電池が送電線にダイレクトに接続されるものです。農地ではありませんが、妻沼の国道沿いに同様の施設があります。</p>
塚田委員	<p>地元で大きな面積での蓄電池設置の話が出ている。新幹線のためのものと聞いている。これもそうした特定の目的のものか。</p>
事務局	<p>本件に関しては、特定の目的で使われるものではないとの申請内容になっています。需要の低いタイミングで蓄電をし、需要が増大した時に放電をするものとなります。</p>
議 長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号における議案番号1以外の案件につきまして、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程しますが、事務局から追加の説明及び事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
議 長	<p>特にございません。</p> <p>それでは、本案につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を承認することを妥当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手なし)</p>
事務局	<p>挙手なしです。よって、本案については、承認しないことを妥当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書は12頁を御覧ください。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）については、「進入路」の1件のみとなります。農地区分や事業の概要等は、議案書に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議長	<p>それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。続きまして、報告事項（1）から（5）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>夏目会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【農業委員会事務局より〇〇〇〇氏からの行政不服審査請求に関する裁決について報告、5分間勉強会「非農地判断について」説明、農地利用最適化推進1・1・1運動の報告について依頼、くまがや農委だより第83号発行について報告、熊谷市農業経営者協議会主催の研修会の案内、大里農業委員会連絡協議会研修会の案内、令和8年度の予定の案内、活動記録簿の提出依頼、農業者年金加入推進活動報告書の提出依頼をそれぞれ行う。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>（なしの声）</p>

事務局次長	それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	(閉会のあいさつ)
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主任
主任

柏木 純一
佐藤 雅史
滝口 悠太
吉永 剛

令和7年12月26日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一 _____

署名委員 権 田 久 男 _____

署名委員 関 根 一 三 _____